

第3章では、市民意識調査の結果等から見える様々な人権問題の現状と課題、それらの課題を解決していくための取り組みの方向性をまとめています。

また、各分野の行政計画において、第3章に掲載する人権問題に関して記載があるものについては、関連計画等として掲載しています。

本市では、第2章の基本理念、基本方向及び第3章で分野ごとに掲げる取り組みの方向性や各分野で関連する行政計画に基づき、様々な人権問題に取り組みます。

1 女性の人権

〈現状と課題〉

- 国連で採択されたSDGsの17の目標のひとつに「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、性別を理由とする差別や不平等、女性や女兒に対する暴力等に終止符を打ち、すべての女性と女兒のエンパワーメント*を図ることが求められています。令和3年(2021年)のジェンダー・ギャップ指数*において、日本は世界156か国中120位で、ジェンダー平等の分野では依然として低位にあります。
- 家庭や職場における性別を理由とする差別や性犯罪等での暴力、配偶者等からの暴力(以下、「DV」という。)など、身体的・精神的に深刻な影響を及ぼす人権侵害が発生しています。被害者は多くの場合、女性であり、ジェンダー平等の実現の妨げとなっています。
- 国においては、「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、大阪府においては、「大阪府男女共同参画推進条例」が制定され、男女がともに自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、男女共同参画の推進が求められています。
また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)に基づき、DVを許さない社会づくりが求められています。

*エンパワーメント……………人が本来持っている力を引き出し、取り戻していくために権限を与えること。

*ジェンダー・ギャップ指数……………スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、「経済」「教育」「保健」「政治」の4分野の指標から構成された各国の男女格差を測る指数のこと。

- 本市では、令和3年(2021年)3月に「第3次枚方市男女共同参画計画改訂版」を策定し、「人権尊重と男女共同参画への意識改革」、「男女共同参画を阻害する暴力の根絶」、「仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり」、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」、「男女共同参画を推進する体制の整備」の5つの基本目標を掲げて取り組みを進めています。政策及び方針決定過程への女性の参画の促進については、男女共同参画の現状を示す重要な指標であることから、目標値を設定し、取り組んでいますが、より積極的な取り組みが必要です。
- 市民意識調査の結果をみると、「女性の人権問題」の内容をある程度知っている人の割合は58.6%と、「子どもの人権問題」に次いで、認知度は2番目に高くなっています。
また、特に深刻な人権問題として、「子どもの人権問題」や「インターネットにおける人権侵害」に次いで3番目に深刻な人権問題と考えられていますが、「女性の人権」を特に深刻な人権問題と考える人の割合は、女性が男性より11.6ポイント高く、性別による考え方の違いが見られました。その他、結婚相手に対しては、女性の方が「経済力」や「職業」、「家事や育児に対する理解と協力」を重視する割合が高くなっていることから、女性が社会で活躍する機会は増えてきましたが、いまだに根強く残る「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識の影響が意識調査の結果からもうかがえます。

〈取り組みの方向性〉

①男女共同参画等への理解促進

- 身体的性差を十分理解し、互いに尊重し合うことが男女共同参画の前提となる視点であることから、それを踏まえた上で、様々な活動において男女共同参画への理解促進を図ります。
- 広報や出版物などによる市の情報発信において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画の視点にたった適切な表現を用いた発信と啓発を推進します。
- 女性が固定的な性別役割分担などによって複合的に困難な状況におかれやすい傾向にあることを認識して行政施策を推進します。
- ステップファミリー*や、母子家庭が多数を占めるひとり親家庭など家族の形態が多様化しています。家族や婚姻に対する固定的な価値観や先入観から生じる偏見や差別による生きづらさや地域での孤立など、家族形態等に起因する人権侵害が生じないよう、様々な家族形態に関する理解促進に向けた啓発を推進します。
- SNSの広がり等による若年層の性被害を含め、性犯罪や性暴力の防止に向けて、啓発を推進します。

*ステップファミリー…夫婦の一方又は双方が子どもを連れて再婚したときに誕生する家族のこと。

②DV防止に関する理解促進

- 自分自身も他者も大切にし、暴力によらず問題を解決する方法を身につける姿勢を育むため、子どもに対するDV予防教育を推進します。
- DV被害者の多くが女性であることから、女性に対する暴力や人権侵害を許さない環境づくりと暴力根絶に向けた啓発を推進します。

③被害者支援体制の充実

- DV防止法に基づく専門相談窓口である、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」において、被害者の人権尊重と心身の安全確保を最優先して支援に取り組むとともに、被害者だけでなくその子どもへの支援が必要となるケース等においては、関係機関と連携した対応を行います。
また、被害が潜在化しないようDV支援窓口の周知と相談しやすい環境づくりに取り組むなど支援体制の充実を図ります。
- 性犯罪や性暴力の被害者の多くが女性であることから、女性相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携等を行い、支援体制の充実を図ります。

④男女共同参画の視点を持った機会の充実

- 政策及び方針決定過程における女性の参画を推進するため、管理職等への女性登用の拡大を図るとともに、民間事業者における女性の登用促進に向けた取り組みを進めます。
- 女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、これまで男性が中心となっていた防災分野について、女性の参画を推進します。
- 幼少期から運動習慣が身につく、生涯を通じてスポーツを継続することができるよう、男女共同参画の視点に配慮した指導や育成、スポーツ活動への参加機会の充実を図ります。

〈関連計画等〉

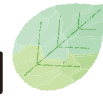
- 第3次枚方市男女共同参画計画
- 第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画
- 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画
- 枚方市スポーツ推進計画
- 枚方市特定事業主行動計画

ひこぼしくんコラム 4



「男は仕事、女は家庭?!」

無意識の固定的性別役割分担意識

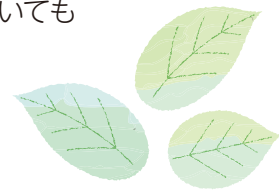


もし、あなたは「家事をする人」や「保育士」のイラストを描くとき、どんなイラストにするかな。

迷うことなく女性の姿を思い浮かべるなら、固定的な性別役割分担意識(男性、女性の役割を決めている固定的な意識)を持っている、または、そのような役割分担状況が、今もなお、多いという現れかもしれないね。

枚方市では、条例で「固定的な性別役割分担を助長する表現についても行わないようにしよう」と決めているよ。

性別を問わず、個人の能力などによって、役割分担を決めるといいね。



1-1
背景

2-1
趣旨

2-2
位置づけ

2-3
基本理念

2-4
基本方向

3-1
女性

3-2
子ども

3-3
高齢者

3-4
障害のある人

3-5
こころの病

3-6
部落差別
(同和問題)

3-7
外国人

3-8
HIV
感染者等

3-9
新たな
ウイルス等

3-10
犯罪被害者
等

3-11
ホームレス

3-12
性的
マイノリティ

3-13
職業や
雇用

3-14
ハラスメント

3-15
インターネット

3-16
ひきこもりの
状態にある人

3-17
様々な
人権問題

4-1
推進体制

4-2
期間

2 子どもの人権

〈現状と課題〉

- 平成 28 年 (2016 年) の「児童福祉法」の改正では、児童の健やかな成長・発達が保障されること、権利の主体として尊重されることなどが明確化されました。しかし、いじめや体罰、虐待などの身体的・精神的な危害のほか、子どもの貧困など、子どもを取り巻く環境はますます深刻になっていきます。いじめに関しては、SNS などインターネット上での誹謗中傷なども多発しており、被害者は自ら命を絶つなど深刻な事案に至ることもあります。

「児童虐待の防止等に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、また、「大阪府子どもを虐待から守る条例」、「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」などを踏まえ、すべての子どもが社会全体で見守られながら、健やかに成長することができる社会づくりを進めていくことが求められています。

- 市民意識調査の結果をみると、「子どもの人権問題」の内容をある程度知っている人の割合は 66.4%と最も高く、「子どもの人権」は最も深刻な人権問題と考えられています。

「子どもの人権問題」の学習状況について、小学校で受けた人の割合を見ると、若年層では 21.6%ですが、中年層では 10%未満、高齢層では 5%未満となっています。

また、「子どもたちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること」は人権上問題があると思う*人は 84.9%いますが、外国人の子どもが、自国の文化や生活習慣に合った教育が行われにくいことが人権上問題があると思う人は 50%台と、やや低い割合となっています。

その他、人権や差別に関して、差別をなくすためには、子どものうちからの教育が重要であると考える人が 87.9%と、高い割合になっています。

講演会や研修会で取り上げてほしいテーマとしても、「子どもの人権問題」は、「インターネットによる人権侵害」に次いで 2 番目にニーズの高い分野となっています。

*人権上問題があると思う…市民意識調査において、人権上問題が「あると思う」人と人権上問題が「どちらかと言えばあると思う」人を合わせて、「人権上問題があると思う」人とします。

- いじめや体罰、虐待は人権侵害であるという認識を広めるとともに、家庭や地域、学校などの関係機関と連携した早期発見・早期対応の取り組みが求められており、市内各小中学校では、各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止に向けた取り組みを進めています。また、不登校児童・生徒の背景には、貧困など様々な課題を抱えた家庭環境も関連しており、これらに対応した包括的な支援が必要です。さらに、子どもが家族の介護等を行うヤングケアラー*の問題についても、関係機関と連携して取り組む必要があります。

- 子どもの貧困が社会問題となる中、様々な課題を抱えた家庭の子どもによっては、文化芸術に触れる機会を持つことが難しい状況なども考えられることから、文化芸術を等しく体験することのできる場が求められています。

- 子どもは特別な保護を受けるだけでなく、子ども自身が権利の主体として、学びと育ちが保障される必要がありますが、その環境整備や教育の充実が課題となっており、令和3年(2021年)3月に「子どもを守る条例」を制定し、取り組みを進めています。

*ヤングケアラー…法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもとされています。

〈取り組みの方向性〉

①子どもの権利の啓発推進

- 子どもが大人と同様に、社会を構成する権利主体であると認識され、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、心身ともに健やかに成長でき、夢や希望を持つことができるよう、子どもの権利に関する啓発を推進します。

- ひとり親をはじめとする多様な家族形態に起因する差別や偏見の解消に向けて、様々な家族形態に関する理解促進に向けた啓発を推進します。

②いじめ防止に関する教育の推進

- 子ども自身が自己の権利を自覚するとともに、他の人も自分と同じ権利があることを認識し、他の人を思いやり、いじめ等の人権侵害を起こさないよう、いじめ防止に向けた教育を推進します。

③学習支援の推進

- 外国籍の子ども等*に対しては、小中学校への日本語及び教科の学習支援を行う教育指導員の派遣のほか、保護者等に対しては日本語等を学ぶ機会を提供します。
- 不登校児童・生徒に対しては、オンラインや校内適応指導教室等を活用し、教育相談や学習支援を行います。

④児童虐待の予防・防止

- 支援を必要とする保護者に対して定期的な訪問・見守りや相談支援などを行い、不安やストレスを軽減することで児童虐待の予防・防止に努めます。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、学校に通う児童・生徒やその保護者の抱える問題の早期発見・早期対応に努めます。

⑤暴力の予防に向けた教育・啓発の推進

- 自分自身も他者も大切にし、暴力によらず問題を解決する方法を身につける姿勢を育むため、暴力の予防に向けた教育、学習、啓発を推進します。また、家庭、保育及び教育現場などで、子どもと日常的に接する大人の人権意識の醸成にも努めます。
- 子どもの性被害を防止するとともに、その加害者となることのないよう、子どもの育ちに合わせた性教育を推進します。

⑥相談・支援体制の充実

- 児童虐待やいじめ・不登校、家庭に居場所がない子ども、ヤングケアラーなどの早期発見に努め、子どもやその家庭に対する相談支援や情報提供体制の充実を図ります。
- 貧困家庭が経済的に自立することは、親から子への貧困の連鎖防止等にもつながるため、ハローワークなど関係機関と連携して就労等に関する支援を行います。
- 子育て家庭が社会や地域で孤立しないよう、地域住民、学校園、事業者など「子どもを守る条例」で示す各主体が連携し、社会が一体となって子どもや子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進します。

***外国籍の子ども等**…本人が外国籍である、日本で生まれ育ったが家族に外国籍の人がいる、日本国籍であるが長く外国に居住していた等の理由で、日本と異なる言語、文化、慣習の中で育ってきた子どもを総称する言葉として用いています。（「枚方市子ども・子育て支援事業計画」より）

〈関連計画等〉

- 第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画
- 枚方市子ども・若者育成計画改訂版
- 枚方市教育振興基本計画
- 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画
- 枚方市文化芸術振興計画
- 第3次枚方市男女共同参画計画

ひこぼしくんコラム 5



「子どもを守る条例」子どもの権利って？



令和3年3月に施行された「子どもを守る条例」。

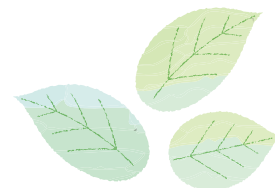
「子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方」を実現するために、枚方市や保護者、地域の人たち、学校などの役割を書いているよ。

ところで、子どもの権利ってどんな権利があると思う？

「お腹が空いたらご飯を食べる」、「あったかいお布団で眠る」、「学校でいろんなことを学ぶ」、「暴力や差別を受けない」や「自分の意見を言う」など、子どもには、たくさんの権利があるよ。

そして、**枚方市や保護者、地域の人たちや学校は、子どもを守るために、みんなで協力する。**子どもは、大切な権利を持っている、大切な存在。

子どもたち一人ひとりが自分自身を大切にして、他の人も自分と同じように大切な権利があるということを学ぶために、大人たちができることを考えてみよう。



3 高齢者の人権

〈現状と課題〉

- 令和4年(2022年)4月1日現在の本市の高齢化率(全人口に占める高齢者の割合)は28.8%ですが、令和22年(2040年)には35%を超える見込みとなっています。介護保険要支援・要介護認定者や認知症高齢者が増加する中、施設や家庭における身体的・心理的虐待や介護・世話の放棄、財産権の侵害、行動の制限など、高齢者への人権侵害が発生しています。また、高齢者を狙った悪徳商法や詐欺、年齢を理由とした就職差別、賃貸住宅への入居拒否なども問題となっています。こうした背景のもと、「高齢者虐待防止法」や「介護保険法」などを踏まえ、高齢者虐待の防止や権利擁護の推進が求められています。また、高齢者が住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らし、社会の一員として、様々な活動に参加する機会が保障されたまちづくりを推進していく必要があります。
- 市民意識調査の結果において、「高齢者の人権」を特に深刻な人権問題として考える人の割合を見ると、当事者である高齢層の24.1%と比較して、中年層は14.7%、若年層は5.5%と、低くなっています。また、「家族が不在の際、介護が必要な高齢者を家から出られなくする」ことを人権上問題があると思う人の割合は63.4%と、他の項目に比べると低い割合になっています。その他、学校で「高齢者の人権問題」に関する人権学習を受けたことがあると回答する人の割合は、いずれの年齢層においても、低い結果となっています。
- 成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向にあるものの、高齢化率や認知症高齢者数等と比較して著しく少なく、成年後見制度が十分に活用されていない状況があります。こうした状況の中、平成28年(2016年)5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。同法の施行を受け、本市においても、認知症などにより自身の財産管理や日常生活等に支障があるなど支援を必要とする人への包括的な支援が行き届く地域社会の実現に向けた施策を総合的・計画的に推進するため、令和3年(2021年)3月に「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。
- 多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、旅客施設や建築物、道路等のハード面でのバリアフリー化整備とあわせて、助け合いの心やボランティア意識の醸成など、「心のバリアフリー」を推進することが重要です。

〈取り組みの方向性〉

①高齢者や認知症についての理解促進

- 認知症サポーター養成講座や高齢者疑似体験、高齢者施設での体験実習などのプログラムを小中学校で実施するなど様々な機会を通じて、高齢者についての理解促進を図ります。
- すべての高齢者が個々の心身の状態や生活状況に応じて、いつまでも住み慣れた地域で生きがいを持ち、元気で自分らしい生活を送ることができる地域社会の実現に向けて、高齢者の権利に関する啓発を推進します。
- 高齢者が地域社会の一員として様々な活動の場に参加し、生きがいをもって暮らせるよう、世代間交流などの教育活動を行います。
- 高齢者が活発に文化芸術活動を行うことができる環境を整えます。また、読書活動は健康寿命の延伸としても期待されるため、読書環境の充実を図ります。

②相談・支援体制の充実

- 認知症の高齢者とその家族や支援者・地域住民が集う場の提供や、支援を必要とする市民への情報提供を行います。
- 地域包括支援センター*をはじめとした総合的な相談窓口の周知を図るとともに、いきいきネット相談支援センター*や社会福祉協議会などの関係機関や民生委員児童委員を窓口として、身近な地域で気軽に相談できる相談支援体制の充実を図ります。
- 地域包括支援センターが担当圏域内の様々な店舗に協力を呼びかけ、協力店舗として登録し、ネットワークを構築することで見守り体制のさらなる充実を図るとともに、孤立した生活に起因する支援介入の遅れを防ぐため、見守り活動等による要支援者の早期発見に努めます。
- 生活困窮状態にある高齢者に対して、経済的、社会的に自立して日常生活が送れるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

*地域包括支援センター……………高齢者のかかえる様々な問題を地域で総合的に支援する相談窓口。市内13か所に設置されています。

*いきいきネット相談支援センター……………地域にお住まいの方や活動団体から、困り事や悩み事についての相談を受け付ける相談窓口。

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう、ひらかた権利擁護成年後見センター*において成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する対応と、手続きの説明・助言など制度の利用に向けた支援を行います。
- 高齢者が個々の心身の状態や生活状況に応じて、住み慣れた地域で生きがいを持ち、元気で自分らしい生活をいつまでも送ることができるよう、一人ひとりの尊厳保持、人権尊重に留意した支援に取り組みるとともに、介護者の負担軽減に向けた取り組みを推進します。
- 地域包括支援センターなどと連携して、高齢者虐待の早期発見・早期対応ができる体制を整備します。
- 就労を希望する高齢者の社会参加を促進するため、シルバー人材センター、地域就労支援センター等と連携し、情報提供や就業機会の確保に努めます。

③バリアフリー化の推進

- 市内の鉄道駅およびその周辺地区を重点整備地区とした移動等円滑化基本構想に基づき、市民・関係事業者と連携しながら道路、公園などのバリアフリー化を推進します。

*ひらかた権利擁護成年後見センター…成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する相談に応じるとともに、制度の手続の説明・助言など制度の利用に向けた支援を行う相談窓口。総合福祉会館（ラポールひらかた）に設置されています。

〈関連計画等〉

- ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第 8 期）
- 枚方市地域福祉計画（第 4 期）
- 枚方市成年後見制度利用促進基本計画
- 枚方市バリアフリー基本構想
- 枚方市交通バリアフリー基本構想
- 星ヶ丘駅・村野駅周辺地区バリアフリー基本構想
- 枚方市立図書館第 4 次グランドビジョン
- 枚方市文化芸術振興計画
- 第 3 次枚方市男女共同参画計画

4 障害のある人*の人権

〈現状と課題〉

- 障害のある人への理解と認識不足から、車いすを使用していることを理由とした入店拒否や、障害があることを理由とした契約拒否など不当な差別等が起こっています。

平成 23 年 (2011 年)、「障害者基本法」において、手話は言語として位置付けられました。また、平成 24 年 (2012 年) に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」は障害者の権利利益の擁護に資することを目的としており、平成 28 年 (2016 年) に施行された「障害者差別解消法」では、障害があることを理由とした差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供に係る考え方が示され、地方公共団体や民間事業所に対しては、合理的配慮の提供義務が課されました。

令和元年 (2019 年) には、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とした「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、国と地方公共団体の責務が示されました。

障害のある人が、どこで誰と生活し、活動するかについての選択の機会が確保され、地域の人々との共生が妨げられることのないよう支援が必要です。

- 市民意識調査の結果をみると、「障害のある人の人権問題」に関する学習状況について、小学校で受けた人の割合は、高齢層で 3.8%、中年層で 23.6%、若年層で 41.5%となっており、小学校での学習機会が増加している傾向がうかがえます。

その他、「障害のある人をじろじろ見たり、避けたりする」行為や「障害の有無を他の住民に言いふらす」行為、「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすい配慮が足りないこと」、「仕事に就く機会が少なく、また、障害のある人が働くための職場の環境整備が十分でないこと」に関しては、人権上問題があると思う人の割合は 80%を超えており、その他行為を含め、障害のある人に対する人権意識は比較的高い傾向がうかがえます。

- 枚方市では、障害のある人もない人も互いに支え合い、尊重しながら、心豊かに、安心して、地域の中で自立して社会生活に参加し、いきいきと活動できる住みよいまちの実現を目指し、障害のある人の差別解消に向けた啓発など様々な取り組みを進めています。こうした取り組みの中で、令和 3 年 (2021 年) には、「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」を制定し、手話やろう者*に対する理解促進や言語としての手話の普及促進に取り組んでいます。

***障害のある人**…身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある人で、障害などにより継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人として用いています。

***ろう者** ……手話を主なコミュニケーションのための手段として用いる市民のこと。（手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例第 2 条の定義を引用）

- 障害のある人の権利を擁護する成年後見制度に対する市民の認知度や関心は高いとはいえない状況にあります。また、制度の利用に係る手続きや経済的な負担の大きさ、権利の制限などマイナスイメージを抱いている人が多い状況にあることから、成年後見制度に関する理解が深まるよう取り組みを推進する必要があります。
- 多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、旅客施設や建築物、道路等のハード面でのバリアフリー化整備とあわせて、助け合いの心やボランティア意識の醸成など、「心のバリアフリー」を推進することが重要です。

〈取り組みの方向性〉

①障害についての理解促進

- 障害のある人が、自身の持つ権利を知り、必要な支援を受けることのできる環境を整備するとともに、障害への正しい理解と障害のある人に対する合理的配慮についての理解促進を図ります。
- 障害のある子どもをはじめすべての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に向けて、一人ひとりの社会的自立に向けた効果的な指導を行います。
- 障害のある人が障害があることを理由にスポーツをあきらめることがないように、スポーツと出会える機会の充実や参加できる場を創出し、障害の有無に関わらず、スポーツを通じた交流において、ノーマライゼーション*への理解促進を図ります。
- スポーツ選手の体験談等から、助け合いの精神に基づいたフェアプレーの精神等を学ぶ機会や、車いす体験、ボッチャ等の障害者スポーツ体験などを通じ、違いを理解し認め合う機会の充実を図ります。
- 障害のある人が活発に文化芸術活動を行い、その活動を通じた交流を行うことができる環境を整えます。
- 精神障害に対しては誤った情報や理解不足による偏見や先入観が存在します。また、こうした偏見等により当事者が生きづらさを感じたり、地域での生活が困難となる場合もあります。住み慣れた地域で誹謗中傷等を受けることがなく、いきいきと生活できるよう精神障害等についての理解を深める取り組みを推進します。

*ノーマライゼーション…障害のある人や高齢者等、社会的に不利をこうむりやすい人々を当然に包括するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で同等の権利を享受できるようにするという考え方。

②虐待防止の啓発推進

- 障害のある人に対する誤解や偏見をなくし、障害を理由とする差別の解消や虐待防止に向けて、啓発を推進します。

③相談・支援体制の整備・充実

- 障害のある人が自ら選択した場所に住み、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する障害者相談支援センター*や基幹相談支援センター*のさらなる周知を図るとともに、相談支援機関と社会福祉協議会や保健・医療・福祉分野の各関係機関などが連携した支援の充実を図ります。
- 障害のある人の虐待事案に対応するため、枚方市虐待防止センター等における相談・支援体制の充実を図ります。

④雇用・就業体制の支援

- 障害のある人の雇用・就業の促進に向け、バリアフリー化など既存事業所の施設整備や障害者雇用の増加のほか、就労支援の場の創設とこれを担う人材育成等を行う事業者を支援します。

⑤バリアフリー化の推進

- 市内の鉄道駅およびその周辺地区を重点整備地区とした移動等円滑化基本構想に基づき、市民や関係事業者と連携しながら道路、公園などのバリアフリー化を推進します。

***障害者相談支援センター**… 障害者や介護者のための相談を行っています。福祉サービスや福祉施設・福祉機器の利用相談、制度の紹介や情報の提供、自立生活のサポート等を行っています。市内4か所に設置されています。

***基幹相談支援センター**… 障害者に関する総合的な相談支援の窓口を設置するほか、地域の相談支援事業所への専門的な指導や地域移行・地域定着促進の取り組みなどを行い、地域の相談支援体制強化の取り組みを総合的にを行っています。市内3か所に設置されています。

〈関連計画等〉

- 枚方市障害者計画(第4次)
- 枚方市障害福祉計画(第6期)
- 枚方市障害児福祉計画(第2期)
- 枚方市地域福祉計画(第4期)
- 第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画
- 第4次枚方市子ども読書活動推進計画
- 枚方市スポーツ推進計画
- 枚方市文化芸術振興計画
- 枚方市成年後見制度利用促進基本計画

- 枚方市バリアフリー基本構想
- 枚方市交通バリアフリー基本構想
- 星ヶ丘駅・村野駅周辺地区バリアフリー基本構想
- 枚方市立図書館第4次グランドビジョン
- 第3次枚方市男女共同参画計画
- 枚方市教育振興基本計画

ひこぼしくんコラム 6



心のバリアフリー? 「バリア(障壁)」って?



バリア(障壁)となるものについて考えよう。

車いすを使用する人にとって、入口の段差や2階へ行くときの階段はバリア(障壁)になるね。

では、バリアは、建物や道路などのハード面だけなのかな。

車いすを使用する人がエレベーターに乗ろうとしたとき、車いすの人を走って追い越し、先にエレベーターに乗り込む人、スマートフォンに夢中で、車いすの人が通る邪魔をしていることに気付かない人。歩道を塞ぐようにして自転車を駐輪する人。

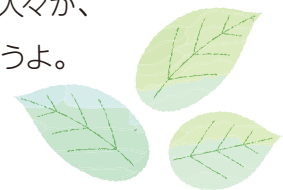
この人たちも、車いすを利用する人にとって、バリア(障壁)になっているね。

誰もが利用しやすい環境づくりは大切だけど、一気に変えることはできない。

でも、一人ひとりが行動や考え方を変えることによって、取り除かれるバリア(障壁)もある。

「心のバリアフリー」は、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいうよ。

社会の中のバリアによる困りごとや、それによる心の痛みに気付くことができる人になりたいね。



5 こころの病*（うつ病など）に関する人権

〈現状と課題〉

- こころの病で通院や入院をしている人たちは、国内で419万人（平成29年（2017年）厚生労働省患者調査）で、生涯を通じて5人に1人が罹患するとも言われています。しかし、「こころの病は特別な人がかかるもの」という、古くからの風評などから生じる先入観や偏見が解消されたとは言えず、こうした社会の状況において生きづらさに苦しんでいる人たちがいます。こころの病は誰でもかかりうる病気であり、先入観や偏見にとらわれないよう理解を深めることが大切です。
- 市民意識調査の結果をみると、「こころの病（うつ病など）に関する人権問題」を特に人権上の深刻な問題と考える人の割合は9.0%と低く、「こころの病の患者等の人権問題」に関する学習状況について、小学校で受けた人の割合は、若年層で11.9%となっていますが、中年層や高齢層の割合は、より低くなっています。一方で、講演会や研修会に取り上げてほしいテーマとして、「インターネットによる人権侵害」や「子どもの人権問題」に次いで、「こころの病（うつ病など）に関する人権問題」は3番目に高いニーズがあります。

*こころの病…「こころの病」は、種類も症状も様々で、原因が分かっていないものが多くあります。例えば、うつ病と診断された場合でも、ストレスがきっかけの場合もあれば、身体の病気と関係していることもあります。

〈取り組みの方向性〉

①こころの病（うつ病など）についての理解促進

- 様々な原因からうつ病などのこころの病に罹患することで、周囲の先入観や偏見に遭遇し、人とのコミュニケーションを絶つことや、場合によっては自ら命を絶つ選択に至る深刻なケースがあります。

心身の健康の保持増進について取り組むとともに、こころの病に関する正しい知識について理解促進を図ります。

②相談・支援体制の整備・充実

- こころの病と生活困窮、ひきこもり、ダブルケア*、8050問題*など、複合的な生活課題に対する支援の充実を図ります。
- 「ひらかたいのちのホットライン」や「こころの電話相談」など様々な相談窓口において、丁寧な支援を行うための関係機関とのネットワーク構築や支援の充実を図ります。
- 精神科病院から地域生活への移行の推進や就労に向けた訓練の実施など、保健・医療・福祉の面から、様々な連携強化を図ります。

***ダブルケア**……………子育てと介護を同時に担うこと。

***8050問題**……………80代の親が50代の子どもの生活を支える問題のこと。

〈関連計画等〉

- 枚方市地域福祉計画（第4期）

ひこぼしくんコラム 7



気を付けよう、思い込みや偏見



「容疑者は、精神科に通院歴(入院歴)がある」といった報道があったとき、それを聞いた人はどう感じるかな。

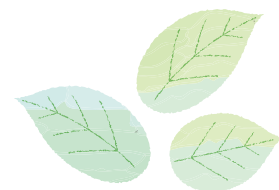
精神科通院歴(入院歴)が、事件と直接関係なくても、因果関係があるように思い込んでしまうかもしれないね。

そして、こころの病を患っている人は、こういう報道を見ると、「自分も犯罪をするような人に周りから思われるのではないかと不安を感じたり、辛い気持ちになるかもしれない。

通院や入院している人は、医師の治療のもと、自らの障害や病を理解して、コントロールできている人が多いのに、こういう先入観や偏見は悲しいことだね。

総人口における精神障害者等の割合は約3%で、一般刑法犯に占める精神障害者等の割合は約1%。統計的にも割合が高くないことがわかっているよ。

先入観や偏見から、無意識に自分も差別する側にならないよう、一人ひとりが正しく知ることが大切だね。



6 部落差別（同和問題）

〈現状と課題〉

- 部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別で、同和地区*出身の人などが、長い間、自由と平等が保障されず、経済的、社会的、文化的に低位な状態におかれてきました。そして、こうした身分差別が無くなった現在もなお、同和地区出身であることを理由とする差別が発生するなど、日本固有の人権問題です。

部落差別（同和問題）については、これまでも様々な取り組みが行われており、平成 28 年（2016 年）に「部落差別解消推進法」が施行されましたが、結婚や住宅購入時などに同和地区出身者や同和地区を避けようとする差別意識が依然として存在しています。さらに、戸籍謄本などの不正取得による身元調査や不動産取引での土地調査、インターネット上では同和地区の所在地リストや動画写真の掲載、差別書き込みなどの問題も発生しています。

また、部落差別（同和問題）を口実に、企業や行政機関へ不当な圧力をかけ寄付金を強要するなど、いわゆる「えせ同和行為*」も部落差別（同和問題）の解決を阻む要因となっています。

- 市民意識調査の結果をみると、「部落差別（同和問題）」を特に人権上の深刻な問題と考える人の割合は、7.0%と低く、「部落差別（同和問題）」の学習状況について、「受けたことがある」と回答する人の割合は、高齢層で 64.0%、中年層で 93.1%、若年層で 86.0%と、他の人権問題に比べ、学習する機会があることがわかります。

「部落差別（同和問題）」を特に深刻な人権問題として考える人の割合は 7.0%と低いですが、住宅の購入や賃借の際に重視する条件として、「近隣に同和地区があると言われていないか」を選択する人の割合が 7.7%、結婚相手に重視することとして、「同和地区の出身であると言われていないかどうか」を選択する人の割合は 8.0%となっています。

また、「部落差別（同和問題）」について、「インターネット上に誹謗中傷等が掲載されること」は人権上問題があると回答している人は 61.2%いますが、部落差別（同和問題）に係る「差別的言動をされること」、「結婚等で身元調査されること」、「インターネット上に同和地区と呼ばれる地域の所在地リストや動画・写真などが掲載されること」などの行為を人権上問題があると回答する人の割合は 6 割に満たない結果となっています。

- * 同和地区…………… 部落差別（同和問題）の解消に向け、昭和 44 年（1969 年）の「同和対策事業特別措置法」施行以来、平成 14 年（2002 年）に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、全国的に同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取り組みが積極的に進められてきました。ここでは、同法によって指定されていた対象地域を示しています。
- * えせ同和行為… 「部落差別（同和問題）はこわい問題である」という人々の誤った意識が根深く残っていることに乗じて、何らかの利益を得るために、部落差別（同和問題）を口実として、企業や行政機関などに不当な圧力をかけること。

- 部落差別（同和問題）の解消に向けて、市民一人ひとりが差別の現状を知り、正しい理解を深めて行動できるように、人権教育や啓発、相談体制を充実していくことが重要です。また、「えせ同和行為」を排除するための取り組みや企業などへの啓発を行っていく必要があります。

〈取り組みの方向性〉

① 部落差別（同和問題）についての理解促進

- 差別の解消に向け、講演会の開催や広報紙・啓発冊子の活用など部落差別（同和問題）を知る機会の提供と効果的な啓発を行い、部落差別（同和問題）について正しい理解の促進を図ります。
- 学校教育を通じて部落差別（同和問題）に対する認識を深め、部落差別（同和問題）を許さない意識啓発や姿勢を育成します。
- えせ同和行為に対しては、部落差別（同和問題）を正しく理解した上で、毅然とした態度で対応できるよう、事業者等に対して啓発や注意喚起を行うとともに、えせ同和行為の排除に向けて、法務局など関係機関と連携を図ります。

② 相談・支援体制の整備・充実

- 部落差別（同和問題）を理由とする結婚差別、就職差別、インターネット上の差別・中傷・落書きなど、悪質な人権侵害事案に対して迅速に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。
- 部落差別（同和問題）の解決へ向け、特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会などと連携を図るとともに、国や大阪府、大阪府市長会、一般財団法人大阪府人権協会などとの連携強化を図ります。

〈関連計画等〉

- 部落差別の解消の推進に関する法律
- 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例

ひこぼしくんコラム 8



部落差別(同和問題)ってまだあるの?



部落差別(同和問題)は、昔の差別だから、今はもう関係ないって思っていないかな。

「自分の周りで差別的な発言を聞かない = 今はその差別がない」

ではなく、今なお、差別や偏見に苦しんでいる人はいるよ。そして、周りに言えずに苦しんでいることもある。

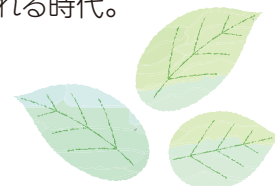
それに過去の就労機会の不平等などによって生じた経済格差が、今でも住居環境や教育に影響を及ぼし、こうした環境の改善に努力している人たちがたくさんいることも忘れてはいけないね。

普段、「自分は差別をしない」って思っている人でも、自分の親しい人や家族が結婚や居住地を選ぶときに、同和地区出身の結婚相手や同和地区を拒むといった**差別意識が表れることがあるよ**。

その原因は、その内容に対する無知や無理解。

インターネットが便利になった一方、様々な情報が一瞬で拡散される時代。

部落差別(同和問題)について何も知らなかったら、悪気なく、インターネット上で間違った情報を拡散してしまうこともあるよ。みんなが、正しく知ることが大切だね。



差別となる行動をしないために、まずは事実や正しい情報を知る。これが大切だね。

7 外国人*の人権

〈現状と課題〉

- 外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などの人権侵害が発生しています。近年では、特定の人種や民族の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチ*が社会的な問題となっています。

平成 28 年（2016 年）6 月には「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、大阪府においても、令和元年（2019 年）11 月に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」が施行されました。

また、平成 30 年（2018 年）12 月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向け、取り組むとともに、令和元年（2019 年）には「日本語教育の推進に関する法律」が制定され、外国人市民等*との共生社会の実現に向けた環境整備が進められています。国際化の進展に伴い、本市においても外国からの留学生や技能研修生の受け入れ、インバウンドによる訪日客や外国人居住の増加が見込まれる中、生活習慣や互いの文化的な違いを認め合い、多様性を受け入れ、ともに生きていく社会を築いていくための環境整備が必要といえます。

- 市民意識調査の結果をみると、日本に居住している外国人の人権問題について、あることは知っているという回答する人の割合は 53.9%、知らないという回答する人の割合は 14.6%と、合計 68.5%の人が内容までは知っておらず、「外国人の人権」を特に深刻な人権問題として考える人の割合は 3.9%と低くなっています。

また、ヘイトスピーチについても、あることは知っているという回答する人の割合は 53.4%、知らないという回答する人の割合は 13.6%と、合計 67.0%の人が内容までは知っておらず、また、特に人権上の深刻な問題と考える人の割合は 7.6%と低くなっています。

街頭などで、特定の国の出身の人々について、「日本から出て行け」という行為を人権上問題があると回答している人の割合は 79.0%となっており、日本に居住している外国人に関して「就職や仕事の内容・待遇などにおいて不利な条件に置かれていること」を人権侵害や人権上の問題としてあると考えると回答する人の割合は 71.5%、「特定の人種や民族の人々を排斥する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）があること」は 70.1%、「病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分なこと」は 70.0%となっています。

「結婚相手やパートナーとの交際で周囲から反対を受けること」が外国人に対する人権上の問題とし

*外国人……………外国籍の人など外国にルーツを持つ人。

*ヘイトスピーチ…一般に憎悪に基づく差別的な言動のことを言いますが、本計画では、特定の人種や民族であることを理由として、日本社会から追い出そうとしたり、人格をおとしめたり、危害を加えようとするなどの不当な差別的言動として用いています。

*外国人市民等……………外国籍の市民に加え、日本国籍であっても国際結婚により生まれた子どもや海外からの帰国者等で、異なる文化にアイデンティティを持つ市民等。（「枚方市国際化施策に関する考え方」より）

であると思う人の割合は、61.1%とやや高い結果が出ている一方、割合は低いですが、結婚相手に重視することとして、「国籍・民族」を選んだ人が8.4%となっています。また、外国人の子どもが、自国の文化や生活習慣に合った教育が行われにくいと思う人の割合は58.4%となっています。

〈取り組みの方向性〉

①多文化についての理解促進

- 外国人市民等が持つ生活文化や宗教上の違いに対する理解不足が偏見や差別の主な原因となるため、歴史・文化・宗教の違いを違いとして受けとめ、多文化についての理解促進を図ります。
- 子どもたちが文化芸術に触れることにより、多様な個性や能力を開花させるだけでなく、他者と共感し合い、互いを理解する心を育むため、学校教育と連携し、文化芸術に関わる様々な体験ができる機会の充実を図ります。

②ヘイトスピーチに対する啓発推進

- 外国人市民等に対する根拠のない偏見に満ちたヘイトスピーチをなくすため、市民が誤った認識や偏見を持つことがないように、啓発を推進します。

③相談・支援体制の整備・充実

- 日本での生活にあたり、外国人市民等の疑問や相談に対応できる相談体制の充実を図ります。
- 生活ルール等を知らないために生じる偏見や不利益が生じないように、外国人市民等が日本の生活習慣や本市に居住するにあたり必要な生活ルールを知り、理解するための機会の充実を図ります。
- 外国人市民等が地域で生活していくために必要な情報を得ることができるよう、市政情報等の多言語発信や「やさしい日本語」の活用、日本語習得のための機会の充実を図ります。
- SNS やインターネット上での人権侵害を通報やモニタリング等で把握したときには、削除要請を行い、被害や差別情報の拡散を防止するとともに、法務局などの関係機関と連携し、迅速な対応を行うなど、相談、被害者支援の充実を図ります。

〈関連計画等〉

- 枚方市国際化施策に関する考え方
- 枚方市文化芸術振興計画
- 枚方市教育振興基本計画
- 第3次枚方市男女共同参画計画



相手のことを知ること、 自分たちのことを知ってもらうこと



日本にはどのくらいの外国人が住んでいるんだろう？

令和3年度(2021年度)末の法務省の統計では、約276万人が居住してるんだって。

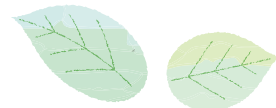
では、旅行で訪日する外国人は？

令和元年(2019年)、新型コロナウイルスの感染拡大前の統計では、年間約3,200万人もいて、外国人は、日本にとって、すごく身近な存在。

それなのに、特定の国の出身であることを理由に、ひどい言葉を投げかけられたり、日本の文化や習慣をあまり知らないことにより、周りとうまく溶け込めず、悲しい思いをしている人がいるよ。

枚方市に居住している外国籍市民は約4,000人(枚方市民100人に約1人の割合)。

枚方市では、枚方市に住む外国人のみんなが生活で困らないよう「外国人のための枚方生活ガイド」という、生活に必要な情報をまとめたガイドブックを英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、日本語の7か国の言語で作っているよ。まわりに日本語の読み書きに困っている人がいたら、日本語以外のガイドブックがあることを教えてあげてね。



言葉や文化、生活習慣の違い、お互いを知らないことで差別や偏見が生まれないように、

まずは相手を知ること、そして、自分たちを知ってもらうこと。

異なることを否定するのではなく、お互いを知ることから始めてみよう。



8 HIV 感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権

〈現状と課題〉

- HIV 感染者に対しては、日常生活での接触で感染することがないにも関わらず、感染を理由とした就職拒否や入居拒否などの人権侵害が起きています。HIV 感染症について、正しい知識を持つことが必要です。
- ハンセン病対策については、かつて、国によって採られた施設入所政策のもとで、患者・元患者のみならず、その家族に対して、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在した事実を鑑み、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の対象に家族を加える法改正が行われました。ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。
- 市民意識調査の結果をみると、「HIV 感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権問題」について、あることは知っているという回答する人の割合は 52.4%、知らないという回答する人の割合は 17.5%と、合計 69.9%の人が内容までは知らず、「HIV 感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権問題」を特に人権上の深刻な問題と考える人の割合も 2.8%と低くなっています。「HIV 感染者やハンセン病回復者とは一緒に食事や入浴をしない」行為については、人権上問題があると思う人の割合は 75.0%となっています。「HIV 感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権問題」の学習状況について、小学校で受けた人の割合は、若年層で 12.7%、中年層で 5.0%、高齢層で 0.2%と低くなっています。

〈取り組みの方向性〉

①HIV感染症・ハンセン病についての理解促進

- HIV 感染症に関する正しい知識やハンセン病に対する歴史的背景と正しい知識の普及を図り、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を行うことにより、HIV 感染症・ハンセン病について理解促進を図ります。

②相談体制の整備・充実

- 当事者の立場に立った相談対応に努めるとともに、安心して相談できる人権相談体制の充実を図ります。

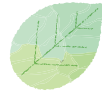
〈関連計画等〉

- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

ひこぼしくんコラム 10



正しい知識を身に付けよう 「HIV」、「エイズ」って?



HIVとエイズの違いは知ってるかな。

HIVは、ヒト免疫不全ウイルスというウイルスの名前で、エイズは後天性免疫不全症候群という病気の名前なんだ。HIVに感染しているけれど、エイズを発症していない人のことは「HIV感染者」といって、日本では、2万人以上いるという報告があるよ。

HIVに感染しても、早期発見・早期治療すれば、発症を予防もできるし、治療法も進んでいるから、多くのHIV感染者が感染前とほぼ変わらない生活を送れるんだって。

そもそも、**HIVは感染力が非常に弱く、学校や職場等の日常生活では感染しない**し、主な感染経路は、性行為や血液感染だけど、適切に治療を継続して体内のウイルス量が減少すれば、性行為でも感染を起こさないことがわかってきているよ。

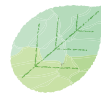
でも、HIVの感染者は、様々な要因により**偏見を持たれることをおそれて、検査や治療を控えてしまうという問題もある**し、輸血等で感染した人たちが、これらの偏見や差別への不安から被害を訴えにくくなったりしている。

HIVやエイズについて、正しい知識を持って、不確かな情報に影響されないことが大切だね。

ひこぼしくんコラム 11



正しい知識を身に付けよう「ハンセン病」



ハンセン病の療養所の入所者数は約927人(令和4年5月1日時点)で、既にハンセン病は治っていて、平均年齢は87.6歳だそうですよ。

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症だけど、感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれで、万一発病しても、現在は治療法が確立しているから、完治する病気だよ。

でも、昭和の初期に、ハンセン病患者を強制的に入所させるという隔離政策が行われた結果、「ハンセン病はとても怖い病気」という認識が植え付けられてしまったんだ。

それから、ハンセン病の患者だけでなく、家族の人への差別や偏見が強まり、住み慣れた地域からの引っ越しを余儀なくされるといった辛い事実もあったんだって。

治療法が確立された現在でも、正しい事実があまり理解されていないことが原因で、ホテルの宿泊を拒否された事件など、差別はなくなっていないよ。

ハンセン病に関する差別は、周りの間違った認識や対応により、差別を深刻にした事例だね。正しい知識を身に付けることで、防げる差別がたくさんあるってわかったね。

1-1	背景
2-1	趣旨
2-2	位置づけ
2-3	基本理念
2-4	基本方向
3-1	女性
3-2	子ども
3-3	高齢者
3-4	障害のある人
3-5	こころの病
3-6	部落差別(同和問題)
3-7	外国人
3-8	HIV感染者等
3-9	新たなウイルス等
3-10	犯罪被害者等
3-11	ホームレス
3-12	性的マイノリティ
3-13	職業や雇用
3-14	ハラスメント
3-15	インターネット
3-16	ひきこもりの状態にある人
3-17	様々な人権問題
4-1	推進体制
4-2	期間

9 新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族の人権

〈現状と課題〉

- 令和元年(2019年)に発生した新型コロナウイルスの感染拡大と同時に、感染者やその家族、医療従事者や交通関係従事者など社会のライフラインを支える人たちへの偏見や差別、排除という事態が起きました。感染者が、本来得られるべきいたわりや共感、支援ではなく、感染したことを非難され、その責任を問われるなど、差別や排除に怯えながらの生活を余儀なくされる状況に陥っています。
また、感染の不安から、感染者やその家族に対する差別が起こり、子どもたちが学校に行きにくくなる状況が生まれ、子どもたちの教育を受ける権利が阻害されることが危惧されています。
- 新型コロナワクチンの接種に関して、体質や持病など様々な理由で、接種を受けられない人もいます。接種は強制ではなく、発症予防の効果と副反応のリスクの双方を理解し、自らの意思で接種するものですが、接種しないことにより、接種の強要や差別的な扱いを受ける事例も起きています。
- 市民意識調査の結果をみると、新型コロナウイルスの感染症の患者等について、「マスメディアやSNS(ラインやツイッターなど)で興味本位の不確かな情報が拡散されること」、「患者や感染者、医療従事者やその家族等が差別的な発言や行為を受けること」について、人権上問題があると思う人の割合は、高くなっています。
- 新たなウイルス等感染者や濃厚接触者に対する偏見や差別を解消するためにはウイルス等に関する正しい理解を広めていくことが重要です。また、未知なものに対する過剰な忌避意識は偏見や差別の拡大につながることを一人ひとりが自覚し、人権意識を高めていくことが大切です。感染予防対策を講じながら、感染拡大が人権侵害の拡大につながらないように取り組んでいく必要があります。

〈取り組みの方向性〉

①感染症についての理解促進

- 感染者やその家族、医療従事者や交通関係従事者、健康上の理由等で感染予防対策が困難な人などに対する偏見や差別の解消に向け、新たなウイルス等感染症についての情報発信を適切に行い、理解促進を図ります。

②相談・支援体制の整備・充実

- 新たなウイルス等感染症に起因する貧困と格差の拡大を生み出さないよう庁内の関係機関が連携し、人権の視点に立った相談体制の充実を図ります。

- 児童・生徒並びにその保護者が抱く感染症への不安や恐れを軽減するため、学校においても、新たなウイルス等感染症に関する情報発信を適切に行うとともに、誰もが感染するリスクがあること等への理解を深め、差別により教育を受ける権利が阻害されないよう指導を行います。

〈関連計画等〉

- 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画

ひこぼしくんコラム 12



新型コロナウイルスの 感染拡大で見てきたこと



「コロナ差別」「自粛警察」「ワクチン差別やワクチンハラスメント」って聞いたことがあるかな。

医療従事者の家族がいることを理由に、心無い言葉を掛けられる、感染者として氏名が暴露され、本人が誹謗中傷を受ける等の「コロナ差別」。

府県をまたいで移動した車を見つけ、車に傷をつける、コロナ感染者が利用したお店の画像をアップする等、個人が自発的な制裁行為を行う等の「自粛警察」。

ワクチンを接種しない人を一方的に批判し、接種を強要する「ワクチン差別やワクチンハラスメント」。

新型コロナウイルスという新たなウイルスの感染拡大により、人の気持ちを考えず、本人としては「善意」や「正義感」のつもりで感染者等を批判したり、感染者等が近くにいることへの「不満」「不安」等、様々な感情から他人を差別・誹謗中傷するという事例が多発したんだ。

こんなときこそ、いろんな人の気持ちを考えてみよう。

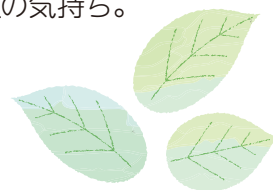
みんなの治療のために頑張っている医療従事者やその家族、感染者や濃厚接触者となった人の気持ち。

府県境に住んでいて、勤務地が他府県の人の気持ち。

アレルギー等の理由からワクチンを接種したくても、接種できない人の気持ち。

正しい情報を知る。そして、誰もが感染のリスクを抱えている。

「自分がその立場だったら」と考えて、思いやりのある行動を心がけよう。



10 犯罪被害者やその家族等の人権

〈現状と課題〉

- 理不尽な犯罪により深く傷つけられた被害者やその家族は、直接的な被害だけでなく、そのことによる精神的・経済的被害など、様々な問題に苦しんでいます。犯罪被害者や家族の権利利益の保護を図り、支援していくために「犯罪被害者等基本法」が平成 17 年（2005 年）4 月に施行され、被害者の権利が明文化されました。また、同年 12 月に「犯罪被害者等基本計画」が策定され、大阪府では、平成 18 年（2006 年）12 月に全国に先駆けて「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」を策定し、様々な支援施策を総合的・体系的に推進してきました。平成 31 年（2019 年）4 月に犯罪被害者支援の理念や基本方向等を明示した「大阪府犯罪被害者等支援条例」を施行したことから、取組指針を改定し、令和 2 年（2020 年）1 月に改めて「大阪府犯罪被害者等支援に関する指針」として決めました。
- 市民意識調査の結果をみると、「犯罪被害者やその家族の人権問題」について、あることは知っているという回答する人の割合は 53.3%、知らないという回答する人の割合は 10.8%と、合計 64.1%の人が、内容までは知っておらず、「犯罪被害者やその家族の人権問題」を特に人権上の深刻な問題と考える人の割合も 8.9%と低くなっています。「犯罪被害者やその家族の人権問題」の学習状況については、ほとんどの人が受けていないことがわかります。
- 犯罪被害者やその家族という理由で、差別や偏見を受けて、社会的孤立に追いやられる人権侵害もあります。こうした社会的孤立から救うためには、当事者などの気持ちに寄り添い、適切な支援を行うことが必要です。また、被害者に対する集団的な過熱取材によるプライバシーの侵害などの二次的被害を防止し、犯罪被害者等が地域で安心して暮らしていけるように社会全体で支えていく取り組みが必要です。
- 市民誰もが犯罪被害者やその家族にならないよう、犯罪のない社会、犯罪の加害者や被害者がいない社会を実現するための取り組みが必要です。そのためには、犯罪加害者が二度と犯罪を起こさないよう、刑を終えて出所した人が社会復帰して地域で暮らすことができ、更生に向けて必要に応じた福祉的支援などを受けられるよう国や大阪府と連携した支援が必要です。

〈取り組みの方向性〉

① 犯罪被害者等の人権についての理解促進

- 犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、被害者が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、犯罪被害者の人権についての理解促進を図ります。

1-1
背景

2-1
趣旨

2-2
位置づけ

2-3
基本理念

2-4
基本方向

3-1
女性

3-2
子ども

3-3
高齢者

3-4
障害のある人

3-5
こころの病

3-6
部落差別
(同和問題)

3-7
外国人

3-8
HIV
感染者等

3-9
新たな
ウイルス等

3-10
犯罪被害者
等

3-11
ホームレス

3-12
性的
マイノリティ

3-13
職業や
雇用

3-14
ハラスメント

3-15
インターネット

3-16
ひきこもりの
状態にある人

3-17
様々な
人権問題

4-1
推進体制

4-2
期間

②相談・支援体制の整備・充実

- 早期からの支援に繋がる相談や情報提供を行うとともに、国や大阪府、民間団体との連携強化を図り、深刻な状況にある犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰に向けた支援を行います。
- 犯罪や非行を防止するための指導や支援を行うとともに、犯罪や非行をした人の立ち直り、地域で暮らすための相談・支援体制の充実を図ります。

〈関連計画等〉

- 犯罪被害者等基本計画（国）
- 大阪府犯罪被害者等支援に関する指針

ひこぼしくんコラム 13



犯罪被害者家族の気持ち



犯罪被害者が「なぜ私が？」という理不尽で許せない気持ち、辛く悲しい気持ちになるのは想像できるね。

では、その家族の気持ちはどうなんだろう。

犯罪そのものによる精神的ショックや身体の不調だけでなく、興味本位のうわさや中傷、捜査や裁判などの過程において、被害後も苦しんでいる被害者本人。

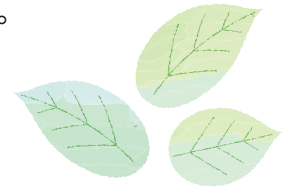
ずっと苦しみ続ける本人を、近くで見ている家族は、本人と同じように苦しんでいるのではないかな。

ましてや、家族が犯罪被害によって命を落としたとしたら、どうだろうか。

事件に巻き込まれたとき、それが何度も報道されたり、過剰な取材を受けたらどんな気持ちになるだろう。思い出したくない事実と、何度も向き合うことになる。これも、辛いよね。

そして、被害者や家族のプライバシーの侵害につながる場合もある。

犯罪被害者やその家族の深刻な心身の傷や悲しい気持ちを大きくしないよう、周りの人の配慮と支えも大切だね。



11 ホームレス*の人権

〈現状と課題〉

- ホームレス状態にある人は、家庭の問題、人間関係、病気や精神疾患、倒産や失業など、複数の問題を抱えている場合があります。このような様々な背景から路上生活などを余儀なくされています。しかし、社会では自己責任論が強く、ホームレスを偏見や差別の眼差しで見る傾向があり、暴力を伴う襲撃等により、命の危険にさらされる場合もあります。「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、ホームレスの様々な状況に応じて、自立につながる支援が求められています。
- 市民意識調査の結果をみると、「ホームレスの人権問題」について、あることは知っていると回答する人の割合は55.0%、知らないと回答する人の割合は12.5%と、合計67.5%の人が、内容までは知っておらず、「ホームレスの人権問題」を特に人権上の深刻な問題と考える人の割合も1.4%と低くなっています。
また、「ホームレスの人権問題」に関しての学習状況について、小学校で受けた人の割合は、若年層で3.8%、中年層で1.1%、高齢層で0%と低く、「公園でホームレスが近づいてきたので、足早に立ち去る」行為を人権上問題があると思う人の割合は52.7%と低くなっています。
- 平成27年(2015年)に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく事業の実施により、全国的にホームレスの人数は減少傾向にあるといわれている半面、ネットカフェで寝泊まりしながら不安定就労に従事する若年者が増加しています。ホームレスに対する偏見や差別をなくすとともに、各種相談対応や自立に向けた支援などが重要となります。

*ホームレス…路上生活者

〈取り組みの方向性〉

①ホームレスについての理解促進

- ホームレス状態にある人は、家庭の問題、人間関係、病気や精神疾患、倒産や失業など、複数の問題を抱えている場合があります。自己責任では解決できない様々な背景から路上生活などを余儀なくされていることがある等、ホームレスの人権問題について理解促進を図ります。

②相談・支援体制の整備・充実

- ホームレスの人権に配慮するとともに、関係機関と連携を図りながら、当事者の立場に立った相談・支援体制の充実を図ります。

〈関連計画等〉

- 枚方市地域福祉計画(第4期)

12 性的マイノリティ (LGBT 等)*の人権

〈現状と課題〉

- 性のあり方には、「からだの性」、「こころの性」、「好きになる性」、「表現の性」などの構成要素があり、人それぞれに性のあり方は異なります。しかし、現状の社会では、性別は男性と女性の二つであり、その「からだの性」と「こころの性」は一致し、異性愛が当然であるとする認識が大多数を占めています。こうした中、性的マイノリティ(LGBT 等) に対する偏見や差別、また性的マイノリティの存在に気づかず、無意識に排除するという問題が起こっています。枚方市男女共同参画推進条例では、「何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、多様な性のあり方を尊重し、多様な性のあり方を理由とする人権侵害を行ってはならない。」と規定しています。
- 性のあり方に悩む当事者が、第三者からのアウティング*により自ら命を絶つ事案もあり、相談を受ける側にもこうした事案に繋がることのないよう細心の注意を払う必要があります。また、当事者の意図しない公表がなされない、安心して相談できる相談環境や支援体制の構築が求められています。
- 市民意識調査の結果をみると、「性的マイノリティ (LGBT 等) の人権問題」について、あることは知っているという回答する人の割合は 48.2%、知らないという回答する人の割合は 17.8%と、合計 66.0%の人が、その内容までの理解に至っていません。
「性的マイノリティ (LGBT 等) の人権問題」を特に深刻な人権問題として考える人の割合は 9.2%とそれほど高くない状況ですが、年齢層別でみると、中年層が 7.2%、高齢層が 5.4%と低い割合である一方、若年層の割合は 21.6%という結果が出ています。
また、人権上問題があると思う行為として、「性的マイノリティ (LGBT 等) への理解や認識が不足していること」、「学校や職場などで嫌がらせやいじめを受けること」、「職場で性的マイノリティ (LGBT 等) であることを公表している人が隣になることを嫌がる」、「パートナーがいても、婚姻と同等に扱われないこと」の割合が 70%台、「性的マイノリティ (LGBT 等) に対する相談や支援体制が十分でないこと」や「就職の時や職場で不利な扱いを受けること」などの割合が 60%台となっています。
- すべての人が性のあり方に関わりなく自分らしく生きることができるよう性的マイノリティ (LGBT 等) への偏見や差別をなくし、性的指向や性自認*の多様性が尊重されるまちづくりを推進していく必要があります。

***性的マイノリティ(LGBT等)**……LGBT (レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー) など、恋愛や性愛の対象が同性の人や両性の人、出生時に判定された性と自認する性が異なる人などの総称として用いています。LGBTQ、LGBTQ +と表現される場合もあります。

***アウティング**……本人の了解を得ずに、他の人に公にしていなかった性的指向や性自認等の秘密を暴露する行動のこと。

***性的指向や性自認**……性的指向 (Sexual Orientation) は、恋愛又は性愛がいずれの性別を対象とするかを言い、性自認 (Gender Identity) とは、自己の性別についての認識のことを言います。また、あわせて「SOGI」と表現します。

〈取り組みの方向性〉

①性の多様性についての理解促進

- 性の多様性についての理解を深めるため、学校での教育や生涯学習、職場研修などを通じた学習機会を提供します。また、性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いや言動は不当であることの認識や当事者が意図しないアウトティング防止に重点を置いた啓発を行います。

②相談・支援体制の整備・充実

- 当事者に寄り添い、応援する支援者(ALLY*)の育成に向け、職員への研修を行うとともに、市民を対象とした講座等を開催することで、支援者の拡大を図ります。
- 性的指向や性自認にかかわらず、すべての人が安心して自分らしく生きるための相談窓口の周知や当事者に寄り添った相談対応、情報提供を行うとともに、専門相談機関と連携した相談・支援体制の充実を図ります。

* ALLY…アライと読み、性的マイノリティ(LGBT等)の当事者を理解し、支える人のこと。

〈関連計画等〉

- 第3次枚方市男女共同参画計画

ひこぼしくんコラム 14



みんな違う、性のあり方



LGBTの人たちは、人口の約 8.9%いると言われているよ。

これは、**約 11 人に 1 人**の割合。でも、今の社会では、周囲の無理解や偏見を恐れて、誰にも言えず悩んでいる人もまだまだ多いんだって。

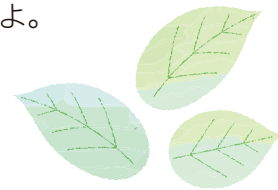
生物学的な体の性別、自分の内面の性別、恋愛感情や性的な興味関心がどの性別に向いているか、服装・しぐさ・言葉づかいなど、性的指向や表現は、みんなそれぞれ。

みんなが思う「当たり前」や「普通」が、無意識に誰かを傷つけていることがあるよ。

誰かを傷つけないように、**自分が思う「当たり前」や「普通」が、ほかの人の「当たり前」や「普通」とまったく違うこともある**ことを認識しないとイケないね。

枚方市では、平成 31 年(2019 年)から性的マイノリティ(LGBT 等)のカップルによる「パートナーシップ宣誓」を受け付けていて、当事者同士が互いにパートナーであることを公的に証明して、一定の範囲で婚姻関係や事実婚に準じた取扱いを行っているよ。

誰もが『ありのままにじぶんらしく』生きていけるよう、多様な性のあり方を理解しよう。



13 職業や雇用をめぐる人権

〈現状と課題〉

- 「職業選択の自由」はすべての人に保障されており、誰もが自由に自分の適性や能力に応じて職業を選ぶことができるものとされています。しかし、部落差別（同和問題）や性別、年齢、国籍、宗教的、道徳的な理由による差別的な採用選考のほか、「力仕事に従事しているから」、「非正規社員だから」など、特定の職業やその従事者、従事形態に対する偏見や差別が存在しています。
- 市民意識調査の結果をみると、「職業や雇用をめぐる人権」について、あることは知っていると回答する人の割合は51.7%、知らないと回答する人の割合は12.0%と、合計63.7%の人が、内容までは理解しておらず、「職業や雇用をめぐる人権問題」の学習状況については、多数の人が受けていないことがわかります。
また、採用面接において「宗教」や「家族の状況（職業、続柄、健康、地位、学歴、年収、資産など）」、「支持政党」を質問する行為を人権上問題があると思う人の割合は60%以上となっています。
- 就職は、人の生涯に大きな影響を及ぼすものであるため、求人募集・採用選考にあたっては、求職者などの個人情報 の適正管理と、差別のない公正な採用選考が行われる必要があります。あらゆる職業や働き方の違いを一人ひとりが理解・尊重し、偏見や差別を解消していくための教育・啓発に取り組むことが必要です。

〈取り組みの方向性〉

①職業や雇用についての環境づくりの促進

- 公共職業安定所や大阪府、枚方事業所人権推進連絡会等と連携し、多様な働き方への理解促進や職業差別防止に向けた啓発、公正な採用選考による就職の機会均等の確保と差別のない環境づくりに向け、取り組みます。

〈関連計画等〉

- 第3次枚方市男女共同参画計画



長時間労働による過労死、就職活動や職場におけるハラスメントや不当な差別。企業に関わる「人権問題」がメディア等で大きく取り上げられることもあるね。

令和2年(2020年)10月、国が「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)」を策定し、企業が人権を大切にすることが、さらに期待されているんだ。

人権の保護・促進は、SDGsの達成と表裏一体の関係にあるとされているし、「ビジネスと人権」の取り組みは、「ESG投資*」の「S(社会)」に区分される重要な要素の一つとして、投資家による資金呼び込みの観点からも重要視されているよ。

ちなみに、憲法では、「職業選択の自由」が保障されているね。誰でも自由に、自分の適性や能力に応じて職業を選ぶことができるっていうこと。

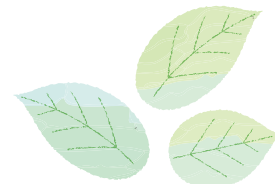
そのためには、企業が客観的な判断により、合理的な採用選考をする必要があるんだ。

採用面接で、結婚の予定、結婚しても仕事を続けるか、国籍、本籍、宗教に関することなど、「本人に責任のない事項」や「本来、自由であるべき事項」が就職に影響することは、就職差別につながるよ。

どんなときも、不合理な情報に左右されることなく、「目の前にいる、その人自身を見る」ということが大切だね。

***ESG投資**…従来の財務情報だけでなく、環境(Environmment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)要素も考慮した投資のことを指します。特に、年金基金など大きな資産を超長期で運用する機関投資家を中心に、企業経営のサステナビリティを評価するという概念が普及し、気候変動などを念頭においた長期的リスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会(オポチュニティ)を評価するベンチマークとして、SDGsと合わせて注目されています。日本においても、投資にESGの視点を組み入れることなどを原則として掲げる国連責任投資原則(PRI)に、日本の年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が2015年に署名したことを受け、ESG投資が広がっています。

(経済産業省ホームページより)



14 セクシュアルハラスメント*、パワーハラスメント*などハラスメント

〈現状と課題〉

- 令和2年（2020年）6月、いわゆる「パワーハラスメント防止法」が施行され、職場などにおける様々なハラスメントへの対策に加え、パワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務づけられました。ハラスメントとは、他者に対する発言・行動などが本人の意図には関係なく、他者を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを言います。特に職場で起こりやすいハラスメントとして、セクシュアルハラスメントとパワーハラスメントがあり、職場だけでなく地域や家庭、友人同士などの中での倫理や常識を超えた嫌がらせ（いわゆるモラルハラスメント）もそれにあたります。また、行き過ぎた顧客からの攻撃など（いわゆるカスタマーハラスメント）や、妊娠・出産・育児休業などを理由とする不利益な取扱い（いわゆるマタニティハラスメント*）も、男女雇用機会均等法や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に違反するものとして、決してあってはならないものです。
- 市民意識調査の結果をみると、「セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの人権問題」の内容をある程度理解している人の割合は58.4%と比較的高い状況ですが、「セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの人権問題」を特に深刻な人権問題と考える人の割合は、高齢層が若年層や中年層より10ポイント以上低い結果となっています。
- 企業だけでなく、働く人の意識啓発を促進し、ハラスメントは人権侵害であるという認識を高めていくことで、対等な職場環境づくりをめざす必要があります。また、ハラスメントの実態を把握し、被害者の救済に繋げていくためには職場内での相談体制の構築も重要です。
- ハラスメント予防や防止の取り組みは職場だけでなく、地域活動などあらゆる場面においても必要です。そのためには、地域活動などに参画する様々な主体においてハラスメントを許さないという意識の高揚が重要です。

*セクシュアルハラスメント……………職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したり抵抗したりすることによって解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じること。

*パワーハラスメント……………職権などの優位にある権限を背景に、本来の業務範囲を超え、継続的に、相手の人格と尊厳を侵害する言動を行い、就労環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。

*マタニティハラスメント……………働く女性が妊娠したことや出産を理由に、解雇されたり、働くことを強制的に制限されたり、妊娠・出産にあたり精神的・肉体的な嫌がらせを受けること。

〈取り組みの方向性〉

①ハラスメント防止の啓発推進

- 職場や学校、地域等の様々な機会において、あらゆるハラスメントの根絶に向けて、啓発を推進します。
- 枚方事業所人権推進連絡会等と連携し、ハラスメントのない働きやすい職場づくりの促進を働きかけます。

②相談・支援体制の整備・充実

- ハラスメントに悩んでいる人のために、専門相談機関との連携など、相談体制の充実を図ります。

〈関連計画等〉

- 第3次枚方市男女共同参画計画

ひこぼしくんコラム 16



ハラスメントにあったら…



市民意識調査で、「自身が人権侵害にあったとき、どう対応したか？」という質問をしたのだけど、一番多い回答は「我慢した」で51.5%と高い割合だったんだ。職場でハラスメントにあったとき、解決に向けて次の行動を試してみよう。

1 どんなことをされたのか記録

5W1H(いつ、どこで、誰が、何を、何のために、どのようにしたのか)を記録しよう。事実確認のときに有効だよ。メモや録音などしてね。

2 周囲に相談する

一人で悩まず、職場なら上司や同僚などに相談してみよう。周りの協力により、本人に気付いてもらえることがあるよ。

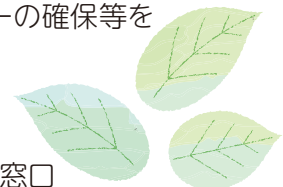
3 会社の窓口や人事担当者に相談する

会社等の組織は、相談者が不利益にならないよう、プライバシーの確保等を配慮した上で対応することになっているよ。

4 外部の相談窓口相談する

身近に相談窓口がない場合や、解決できない場合は、外部の相談窓口を利用しよう。パワハラ等の職場でのハラスメントは、労働局や労働基準監督署でも相談を受けてもらえるよ。

《注》第三者が加害者に対し、対応しようとするときは、事前にその旨を被害者本人に確認してね。同意なく行動すると、本人が辛い気持ちになることがあるよ。



15 インターネットによる人権侵害

〈現状と課題〉

- インターネットは、手軽に情報を入手できるだけでなく、誰でも容易に情報を発信できるメディアとして普及し、近年は SNS の活用など、さらに身近なものとなっています。その一方で、特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする有害な情報が掲載・投稿されるなど、人権に関わる問題が多数起きています。しかし、発信者特定や情報削除をするためには、多くの時間、手間、費用が必要で、被害者の人権を守る法整備が十分になされていません。また、インターネットを悪用した犯罪に、子どもが巻き込まれる例が後を絶ちません。SNS 上で頻発しているいじめは、保護者や教師などが外部から発見しにくく、表面化した時点で重大な局面に至っていることもあります。
- 市民意識調査の結果をみると、「インターネットにおける人権侵害」の内容をある程度理解している人の割合は 53.4%と比較的高く、「子どもの人権問題」に次いで 2 番目に特に深刻な人権問題と考えられています。
また、「他人のプライバシーに関する情報や誹謗中傷する情報が掲載されること」、「フェイクニュース（真実ではない情報）や誤った情報が拡散されること」、「わいせつな画像や残虐な画像などの情報が掲載されること」、「SNS（ラインやツイッターなど）による交流が犯罪を誘発する場となっていること」などを人権上問題があると思う人の割合は 80%台となっており、「問題のある情報を書き込んだ人を特定するための手続や、その情報の削除や訂正に時間がかかること」についても人権上問題があると思う人の割合も多くなっています。
- インターネット上の人権侵害を防止するためには、市民一人ひとりがインターネットの利点や問題点を理解し、その利用にあたっては、情報が不特定多数の人に見られるということを意識して、プライベートな情報や人を傷つける情報を流さないように配慮することが必要です。

〈取り組みの方向性〉

①インターネット上の人権侵害に関する教育・啓発の推進

- インターネットの利用にあたって、メディア・リテラシー*の向上と個人情報や他の人を傷つける情報を流さないよう教育及び啓発を推進します。

*メディア・リテラシー…インターネットなどメディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアから情報を収集する能力、メディアを通じコミュニケーションを行う能力の 3 つを構成要素とする複合的な能力のこと。

②インターネット上の差別情報の拡散防止

- インターネット上の誹謗中傷、いじめ発言などを通報やモニタリング等により把握した場合は、法務局等の関係機関と連携し、削除要請を行うなど、差別情報の拡散や被害を防止します。また、いじめなど学校や関係部署と情報共有を図ることで、重大な人権侵害に繋がることのないよう取り組みます。

③相談・支援体制の整備・充実

- SNS やインターネット上での人権侵害に関する相談については、さらなる差別情報等の拡散防止の観点から法務局など関係機関と連携しながら迅速な対応を行うなど、被害者支援の充実を図ります。

〈関連計画等〉

- 第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画
- 枚方市教育振興基本計画
- 第3次枚方市男女共同参画計画
- 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

ひこぼしくんコラム 17



便利と危険が隣り合わせ

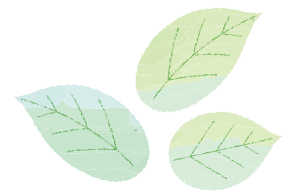


インターネットは匿名で簡単に情報発信できるし、瞬時に世界中に伝えることもできる便利なツールだけど、使い方を間違えると大変なことが起こるよ。

人の心を傷つける「凶器」にもなるし、**使い方次第で、無意識に人権を侵害する「加害者」になることもある**。正しいルールと知識を身に付けてほしいな。

次のことに気をつけてみてね。

- ★他人への誹謗中傷や差別的な内容を書き込まない。
- ★他人の書き込みに対し、挑発や差別を助長する書き込みをしない。
- ★使用する言葉に注意。暴力的な言葉はだめ。
 - ▶ 関係する人を傷つけたり、怒らせたり、悲しい気持ちにさせる場合があるよ。
- ★根拠のないうわさ話を載せない。
- ★他人の秘密や出処不明の情報を安易に拡散しない。
 - ▶ その情報が不適切だった場合、拡散した人も社会的責任を問われる場合があるよ。
- ★人が映っている写真や動画を勝手に載せない。
- ★知り合いの連絡先や住所など、個人情報を無断で載せない。
- ★雑誌や書籍に載っているマンガ、写真、記事などを勝手に載せない。
 - ▶ 違う目的に使用されるおそれ、拡散されるおそれ、なりすましの被害に遭うおそれ、ストーカー被害などに巻き込まれるおそれがあるよ。そして、載せる内容によっては、著作権の許諾などが必要な場合があるよ。



16 ひきこもりの状態にある人の人権

〈現状と課題〉

- ひきこもりの問題は、様々な要因が絡み合っている場合が多く、対人関係や進学への悩み、就労の困難さ、生活困窮など、その年齢や状況によっても要因は多岐に渡っています。しかしながら、本人や家族が自分たちの責任と考え、社会的に孤立し相談支援につながらない傾向があります。また、80代の親が自宅にひきこもる50代の子の生活を支える問題「8050問題」が顕在化しており、こうした家庭では親子で社会や地域から孤立するリスクを抱えるなど、社会的な課題となっています。
- 市民意識調査の結果をみると、ニートやひきこもりの状態にある人に「怠けていないで働きなさい」と言うことについて、人権上問題があると思う人の割合は64.3%と低く、ひきこもりの状態にある人に対する社会的な理解が不十分な状況にあります。
- ひきこもりの問題に対応するためには、精神保健福祉分野だけでなく、教育、労働など様々な分野の公的機関や民間支援団体などの協力・連携による包括的な支援体制の構築が必要です。同時に、ひきこもりの問題についての正しい理解の促進と、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進することや、相談機関につながるため、学校や行政による積極的な情報提供が求められます。

〈取り組みの方向性〉

①ひきこもりに関する理解促進

- 専門知識を有するコーディネーター等が講座などを実施することにより、ひきこもりの状態にある人を支援するボランティアを増やすとともに、ひきこもりの問題に関する理解促進を図ります。
- ひきこもりの状態にある人が社会的に孤立しないよう、地域において様々な体験ができ、交流が促進される機会を作るとともに、ひきこもりの状態にある人が抱える課題等を地域で共有し、ひきこもりに関する理解促進に繋がります。
- ひきこもりの状態にある人がやりたい仕事を見つけるため、身近にある企業や行政機関などにおける職場体験の実施について協力を求めるなど、企業等への理解促進を図ります。

②相談・支援体制の充実

- ひきこもりの状態にある人は、学校へ行くことや外出ができない状態であるため、多くの人が相談に至っていない現状があります。当事者ができるだけ早期に相談窓口へと繋がるよう、効果的な情報発信と相談対応を行います。
- 働く意欲がありながら、様々な理由で仕事に就くことができない人に対して、相談者のニーズや状況に合わせて、一人ひとりに合った就労支援体制の充実を図ります。

〈関連計画等〉

- 枚方市子ども・若者育成計画改訂版
- 枚方市地域福祉計画（第4期）

1-1
背景

2-1
趣旨

2-2
位置づけ

2-3
基本理念

2-4
基本方向

3-1
女性

3-2
子ども

3-3
高齢者

3-4
障害のある
人

3-5
こころの
病

3-6
部落差別
(同和問題)

3-7
外国人

3-8
HIV
感染者等

3-9
新たな
ウイルス等

3-10
犯罪被害者
等

3-11
ホームレス

3-12
性的
マイノリティ

3-13
職業や
雇用

3-14
ハラスメント

3-15
インターネット

3-16
ひきこもりの
状態にある人

3-17
様々な
人権問題

4-1
推進体制

4-2
期間

17 様々な人権問題

人権問題には様々なものがあり、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていくためには、「人権問題を知ろう、理解しよう」とする姿勢が不可欠です。

(1) 東日本大震災等災害に起因する人権問題

- 平成 23 年 (2011 年) 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、甚大な人的・物的被害をもたらした未曾有の大災害です。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとししました。多くの人々が避難生活を余儀なくされた中、被災者に対する嫌がらせやいじめ、原発事故に伴う風評による偏見や差別が今なお存在しています。
- 避難生活では、女性や介護の必要な人、妊産婦、乳幼児、難病患者、日本語でのコミュニケーションが難しい外国人などに対応した支援や配慮の必要性などが改めて認識されました。災害は多くの人命を危険にさらします。こうした時こそ、一人ひとりが被災者の状況を理解し、人権に配慮しながら支援していく意識が必要となります。

〈関連計画等〉

- 枚方市地域防災計画
- 枚方市地域福祉計画 (第 4 期)

(2) アイヌの人々の人権

- アイヌの人々は、アイヌ語や伝統的な儀式・祭事などをはじめとする独自の豊かな文化を持っています。しかし、アイヌの人々は、江戸時代の松前藩による支配、さらに明治時代の「北海道旧土人保護法」に基づく日本国民への同化施策により、経済的にも社会的にも恵まれない立場に置かれ、伝統的な生活習慣や文化が尊重されてきませんでした。
- 令和元年 (2019 年) 5 月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌであることを理由とした差別などの禁止やアイヌ政策を実施するための支援措置などが定められています。アイヌの人々に対する差別や偏見をなくすためには、アイヌの人々に対する正しい知識と理解を深め、違いを尊重する環境整備を進めることが重要です。

(3) 北朝鮮当局に拉致された被害者やその家族の人権

- 北朝鮮当局による日本人拉致は、日本に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。平成 18 年（2006 年）6 月、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とする「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。
- 拉致問題は、日本の喫緊の国民的課題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

(4) 人身取引(性的サービスや労働の強要等)に関する人権問題

- 平成 26 年（2014 年）12 月、犯罪対策閣僚会議において、「人身取引対策行動計画 2014」が策定されました。当該計画に基づき、日本における人身取引の実態の把握、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を推進するとともに、このような取り組みについて広報を行い、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けるなど、取り組みが進められています。しかしながら、令和 3 年（2021 年）の日本における人身取引の被害者は 47 人で前年より 9 人増加し、そのすべてが女性で、18 歳未満の児童が 18 人という状況です。
- 何らかの事情で家に居ることができない児童を優しい言葉で引き込むなど、SNS を利用する若い世代等をターゲットとして、違法風俗店での性的サービスや売春を強要されるケースや借金を理由に暴力や脅迫を受けながら、強制的に働かされるケース等が発生しており、誰もが被害者になり得る可能性があります。被害者は、深刻な精神的・肉体的苦痛を受け、その被害の回復は非常に困難を伴うことから、人身取引は人権を軽視する重大な犯罪であると認識するとともに、こうした状況を把握した場合は、警察署に通報するなど被害者の救済につなげる必要があります。

1 庁内外の推進体制

(1) 人権施策の推進体制

① 枚方市人権擁護推進本部

人権施策の総合的な推進を図るため、市長を本部長とする「枚方市人権擁護推進本部」（以下、「本部」という。）を適宜開催し、全庁的な人権施策の推進を図ります。

また、各部の総務担当課長で構成する「枚方市人権擁護推進本部幹事会」を設置し、案件の事前審議を行うことで、本部の円滑な運営を行います。

人権尊重の視点をあらゆる施策に生かしていくためには、各分野の行政計画に基づく施策展開や事務事業において、常に、新たな人権課題に対応できているか、人権尊重の視点をより一層生かしていくためには何をすべきか、という観点での検討や、市民の人権意識調査等の結果も踏まえ、継続的に見直しを行いながら取り組みを推進することが求められます。

毎年度、分野ごとに本計画に基づく取り組み状況を確認するとともに、取り組み状況に関する人権尊重のまちづくり審議会や本部からの意見を踏まえ、効果的に人権施策を推進していきます。

合わせて、市職員が人権についての正しい理解と認識を深め、さらなる人権意識の高揚を図ることを目的として、様々な人権問題に関する研修に取り組みます。

② 枚方市人権尊重のまちづくり審議会

「枚方市人権尊重のまちづくり条例」に基づき設置している「枚方市人権尊重のまちづくり審議会」を定期的に開催し、計画の推進に関する審議や人権施策に関する様々な提言をいただきます。

(2) 国や大阪府など関係機関との連携

国や大阪府、他の市町村及び民間団体、事業者などとの連携を図り、人権教育や人権啓発、人権相談などを効果的に行うとともに、人権に関する研修の実施や情報交換を行う機会の充実を図ります。

(3) 市民など多様な主体との連携

人権施策は市の主体性のもと、市民、特定非営利活動法人、事業者、各機関、団体などの多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、互いに連携し、推進していきます。

2 計画の期間と見直し

本計画は、10年間を計画期間とした中長期的な計画とし、社会情勢の変化等に対応するため、5年を目途に中間見直しを行います。

1-1
背景

2-1
趣旨

2-2
位置づけ

2-3
基本理念

2-4
基本方向

3-1
女性

3-2
子ども

3-3
高齢者

3-4
障害のある人

3-5
こころの病

3-6
部落差別
(同和問題)

3-7
外国人

3-8
HIV
感染者等

3-9
新たな
ウイルス等

3-10
犯罪被害者
等

3-11
ホームレス

3-12
性的
マイノリティ

3-13
職業や
雇用

3-14
ハラスメント

3-15
インターネット

3-16
ひきこもりの
状態にある人

3-17
様々な
人権問題

4-1
推進体制

4-2
期間